

庄内町告示第98号

平成31年度庄内町グリーン・ツーリズム推進団体育成補助金交付要綱を次のように定める。

平成31年3月29日

庄内町長 原 田 眞 樹

平成31年度庄内町グリーン・ツーリズム推進団体育成補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町の活性化を図るため、グリーン・ツーリズムによる都市住民等との交流を推進する町内の団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、庄内町補助金等の適正化に関する規則（平成17年庄内町規則第52号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付対象となる団体は、町内の農業者等で組織されたグリーン・ツーリズムの推進を目的とする団体とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（次条において「補助対象事業」という。）は、次のとおりとする。

- (1) グリーン・ツーリズムの推進に関する調査
- (2) グリーン・ツーリズムに関する研修会、講習会等の開催

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、前条に規定する補助対象事業に要する次に掲げる経費とする。

- (1) 会議費（茶菓代以外の飲食費を除く。）
- (2) 謝金、消耗品費、印刷製本費、手数料、通信運搬費及び保険料
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が適当と認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、45,000円以内の額とする。

(交付申請)

第6条 規則第4条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(実績報告)

第7条 規則第13条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第1号）
- (2) 収支精算書（様式第2号）

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(概算払)

第8条 町長は、必要と認めるときは、規則第5条の規定により補助金の交付の決定を受けた団体の請求に基づき補助金の概算払をすることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条、第7条関係）

事業計画（実績）書

1 目的	
2 事業内容	
3 事業費等	

様式第2号（第6条、第7条関係）

収支予算（精算）書

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	付 記
	円	
計	円	

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	付 記
	円	
計	円	